

事務連絡
平成 26 年 3 月 31 日

各

都道府県
指定都市

 精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

日頃より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり平成 26 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 4 号厚生労働省医政局長通知により各都道府県知事等宛て通知されましたので、お知らせいたします。

貴職におかれましては、管下の医療機関や関係団体等に対し、周知方よろしくお願いいたします。

(別添通知の抜粋)

1 平成二十六年改正省令の概要

(3) 精神科の外来患者に係る医師配置標準について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 47 号)の施行に伴い、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(平成 26 年厚生労働省告示 65 号)が平成 26 年 4 月 1 日から適用される。同指針は、入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け目指すべき方向性を示すものであり、同指針第二の二において、精神障害者が、外来・デイケア等で適切な医療を受けながら地域で生活できるよう、病院及び診療所における外来医療の提供体制の整備・充実を推進する旨規定された。これを踏まえ、精神科デイケア等の更なるニーズの増加に対応し、精神障害者の地域移行を更に進めるため、精神科の外来患者に係る医師配置標準について、医師 1 人当たりの外来患者数の標準を 80 人とするよう算定方法を改めることとする。(規則第 19 条関係)